第1部 環境保全行政

第1部 環境保全行政

第1章総 説

第1節 自然保養と公害防止

20世紀の後半になって、環境汚染あるいは環境破壊の問題がとりあげられ、このような環境をいかに保全するかということが議論されてきた。

この方法として、一つに自然の保護、一つには公害防止が考えられる。

自然保護は、自然の力に頼って、つまり自然の浄化能力によって環境を保全しようとするもので、このなかには科学技術の進歩と並行して自然をどれぐらい残すとか また自然をどのように人間環境に配置していくべきかというような人間の力によるものも含まれるがその基本は自然の浄化能力に頼って環境を保全しようとするものである。

公害防止は、主として人間の力によって科学技術を進歩させながら公害を出さないような生産プロセスをたどろうとすることで、この過程において汚染、汚濁物質が出された場合に、これを規制しようとするもので人間の力によって環境を保全しようとするものである。

公害という概念は、わが国ではいつ頃から使われるようになったのだろうか。 わが国の法令のうちで「公害」という言葉が最初に用いられたのは、おそらく 明治29年の河川法であろう。

旧河川法の4条には「(前略)流れによって生ずる公利を増進し、公害を除去、もしくは軽減するため設けたものであって、地方行政庁が河川の付属物と認定したものは、(中略)すべて河川に関する規定に従う」とある。

ここでいっている「公害」は「公利」の反対概念で、具体的には、流水による 侵蝕、洪水などによる利水、航行の阻害といったことで今日のような水質汚濁は あまり考えられていなかった。

公害対策基本法では「公害とは、事業活動その他人の活動に伴って生ずる相当 範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採の ための土地の掘さくによるものを除く。)および悪臭によって、人の健康または 生活環境に係る被害を生することをいう。」とし、この生活環境には「人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物およびその生育環境を含む」ものとされている。

したがって、社会的にしばしば「公害」と呼ばれる例えば日照の阻害、電皮障害、放射能汚染などは、行政的には公害の範ちゅうとしていない。

第2節 環境保全行政のあゆみ

1 法律による規制の経緯

公害の防止を直接目的とする規制法は、昭和33年に「公共用水域の水質の保全に関する法律」(水質保全法)「工場排水等の規制に関する法律」(工場排水規制法)が制定され、その後公害現象がますます複雑、多様化し、保刻な社会問題となり、昭和37年には大気汚染防止のための「ばい煙の排出の規制等に関する法律」(ばい煙規制法)が さらに昭和42年8月には、公害対策基本法が制定され、公害行政の理念と施策の方向が確立された。

このように公害規制法が整備されるにしたがって、昭和48年6月に「ばい 歴規制法」が全面改正されて、「大気汚染防止法」として生まれ変わり、ばい 歴の排出の規制の方式が改められた。しかし、これまでの公害関係法律は、国によって指定された地域のみの規制であったため、本県に適用されなかった。 騒音防止対策として、昭和43年6月に制定された騒音規制法によって公害関係法律の規制を始めてうけることとなり、昭和44年6月鳥取市、米子市が同法の指定地域に指定され、工場、事業場の騒音に対し同年8月1日から規制されることになった。

1 公害関係諸法の制定整備

昭和45年には法律に基づく規制措置が実施されていない地域や水域における公害問題がひん発したほか 光化学スモノク事件,自動車排出カスによる鉛汚染の問題等,未規制物質による新たな公害問題が発生するなど従来の公害関係法体系のもとでは対処し得ない局面が出現するに至った。

ここに至って国は、公害関係法を全面的に整備する方針を固め、公害に取り組む積極的な姿勢を打出した。すなわち昭和45年末の第64国会において公害関係法14法律が制定または改正され、さらに昭和46年5月の第65国会において、3法律が成立した。(表1-2-1)

表 1 - 2 - 1 公害関係法律制定状況 (第64 65 国会立法関係)

	湛	÷	律	1	3		公	布	日	施	行 日	10.47	又は
公	害	対	策	基	本	法	昭 年 45.	月 12.		昭 年 45.	月 12.25	改	Œ
大	気	传	染	防	止	法	45.	12.	2 5	46.	6.24	改	Œ
水	質	传	燭	防	止	法	45.	12.	2 5	46.	6.24	制	定
海	洋	传	杂	防	止	法	4 5	1 2	2 5	46.	6 24	制	定
騒	-	音	規	制		法	4 5	1 2	2 5	4 6	6.24	改	Œ
道	ā	路	交	通		法	45.	12.	2 5	46.	6.24	改	Œ
	用地の 去律	土壤(の汚染	沙防止等	等に	関す	45.	12.	2 5	46.	6. 5	制	定
農	-	——— 薬	取	締		法	45.	1.	1 4	46.	4. 1	改	Œ
毒	物	及び	劇	物取	締	法	45.	12.	2 5	46.	6.24	改	Œ
自		<u></u>	公	園		法	45.	12.	2 5	46.	6.24	改	Œ
廃津	棄物σ	処理	及び清	掃に	関する	る法	45.	12.	2 5	46.	9.24	制	定
下		水		道		法	45.	12.	2 5	46.	6.24	改	Œ
公	害防	止事	業費	事業者	負担	旦法	45.	12.	2 5	46.	5.10	制	定
	の健康する法		る公割	多犯罪	の処	,]K	45.	12.	2 5	46.	7. 1	制	定
				事業に関す			46.	5	2 6	46. (—f		制	定
悪		——— 臭	防	止		法	46.	6.	1	47.	5.31	制	定
		まにお		害防止	上組紀	畿の	46.	6	1 0	46. (6.10 部 9.10	制	定
環	垑	ž f	ř i	战	置	法	4 6	5	3 1	4 6	7 1	制	定

(その他の主な公害関係法)

	法	律	名		公	布	日	施	行	日	制定改正	又は の別	
公	害紛	争	処	理	法	昭年45.	月 6.	1	昭年45.	月 11.	日 1	制	定
公害に係る健康被害の救済に関す る特別措置法					44.	12.	1 5	_	12. 部 2.	15	制	定	
公	害防	止事	業	団	法	40.	6.	1	40.	6.	1	制	定
自	然環	境	保	全	法	47	6	2 2	4 8	4	1 2	制	定

2 公害防止条例の変遷

公害の未然防止をはかるうえからは、公害規制法のみでは公害防止の徹底を期待しがたいことから、法規制を補完し、本県の特殊性に応じたきめ細かい公害行政を行うため、昭和44年12月鳥取県公害防止条例を制定した。この条例の施行に関しては、ばい歴の規制地域を指定しばい歴関係特定施設を定めて昭和45年7月1日から実施した。ついで昭和46年3月16日公害防止条例を改正し、この条例の目的から経済調和条項が削除された。

新鳥取県公害防止条例の制定

第64,第65国会で成立した公害関係法の整備に対応して、本県の公害の 現状に即応した規制を行い、県民の健康で文化的な生活を確保するため公害防止条例を全面改正し、新しい公害防止条例を昭和46年10月12日公布し、 昭和47年3月30日同条例施行規則を制定し同年4月1日から施行した。

第2章 環境保全行政組織

第1節 環境保全行政機構

1 県の行政機構

本県の自然、生活環境の現況に対応し、環境基準の設定等の企画、調整事務の要請に応することともに公害関係法令の整備に伴い 飛躍的に増大する大気汚染、水質汚濁等の環境監視と汚染物質の排出規制事務に対処するため、昭和45年4月厚生部予防課のなかに公害係を設置し、3名の職員を充て発足したが、同年8月末で発展的に同係を廃止し、同年9月鳥取県行政組織規則の改正が行なわれ環境保全課を新設し、3係職員9名で発足した。

その後職員3名を増員して昭和47年4月従来の3係を4係として職員12名を配置した。

また自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、昭和46年10月厚生部のなかに自然保護課を新設し3係を設置し職員8名を配置して、自然環境の保護対策に万全を期するとともに新らしく環境保全課、目然保護課を担当する次長制度が設けられた。

一方衛生研究所のなかに昭和45年4月環境公害科を設置し、職員7名で発足したが その後4名増員し、また昭和47年度公害関係の検査室(857㎡)を増築し、昭和48年度には、従来の1科を水質調査科、水質環境科、大気騒音科の3科にわけて広範にわたる業務の分担を専門化し、検査体制の強化をはかることとしている。

また保健所においては、法令の改正による公害規制事務の増大に伴う、立入 検査、監視業務の強化、水質試験、苦情処理等についての現地処理体制の強化 を図るため、昭和46年10月鳥取保健所、倉吉保健所、米子保健所に環境保 全係を新改した。昭和48年度は、この三保健所に3名の検査担当者を増員し、 衛生研究所から遠隔の地にある西部地区の検査体制を強化するため米子保健所 の検査室を増築することとしている。

表 1 - 2 - 2 環境担当行政機構と分掌事務

(昭和48331現在)

	-22 -	F **	(阳和400015年)
部局名	课 名	係名	分 掌 事 務
厚生部	環境保全課	企画調整係	予算経理,庶務に関すること。
環境担	(12人)	(2人)	公害対策基本法の施行に関すること。
当次長	课 長		公害防止対策の企画および凋整に関する こと。
環境担当職員	課長補佐 2人		公害対策本部に関すること。
22人	2 /		公害対策審議会,水質審議会に関するこ と。
			公害紛争処理法の運用および苦情陳情の処理に関すること。
			公害防止管理者法の施行に関すること。
			公害防止思想の普及,啓もうに関するこ
			٤.
		大気保全係	大気汚染防止法の施行に関すること。
		(2人)	騒音防止法の施行に関すること。
			悪臭防止法の施行に関すること。
			公害防止条例(大気,騒音,悪臭,振動)
			一の施行に関すること。
	!	水質保全係	
ļ ;	!	(3人)	┃ 土 じょう汚染防止法の施行に関すること。
			 公害防止条例(水質)の施行に関するこ
			と。
			地盤虎下に関すること。
	!		立地企業の事前凋査に関すること。
	:	環境整備係 (2人)	 廃棄物の処理および凊掃に関する法律の施 行に関すること。
			廃棄物処理施设の整備事業に関する と
		企画凋整係	 予算経理,庶務に関すること。
	(8人)	(2人)	自然际境保全法の施行に関すること。
1	课 長		自然環境保全審議会に関すること。
	课長補佐		自然公園生の施行(ヨ 記可)に関すること。
			自然保護かご 重立案ならび、保護用地の 取得 - 関すること」

部局名	课	名	G	系 :	名	分 * 掌 事 務
			休全		设係 人)	自然公園法の施行(施設整備)に関すること。
						自然公園の保護および利用。1個の策定に関すること。
					,	公園団体の指導育成に関すること。
			温	泉	係	温泉法の施行に関すること。
			(1,	人)	温泉審議会に関すること。

2 市町村の公害行政機構

表1-2-3

(昭483.31現在)

市町村名	公害行政担当部, 课係名	公害 対策審議会設置	公害 対策協議会設置
鳥取市	環境整備部 4671 環境 课一公 害 係 環境検査室 4741	環境保全審議会 471013	
米子市	総務部 4671 環境保全課-環境整備係	O 4 5 1 0 1	
倉吉市	民 生 部 4771 環境改善課 公 害 対 策 係	O4511 1	
境港市	民 生 部-環境保全課 47127 公 害 交 通 係	O4710 5	
国府町	企 画 広 報 課		
岩美町	健康管理課		
福 部 村	厚 生 課		
郡家町	町 民 课		
於岡町	厚 生 课		
何原町	保 健 课	O 4 7 1 0 2	
八東町	厚 生 課		
若桜町	厚 生 课	046 324	
用瀬町	民 生 課	ş	
佐治村	民 生 课		
智頭町	保 健 課		O 4 5 7 2 7
気高町	総 務 课	047 110	

市町村名	公害行政担当部,課係名	公害 対策 審議会战置	公害対策協議会战置
鹿野町	総 務 課		
青谷町	総 務 課	O 4 6 1 2 0	
羽合町	総 務 課	O 4 6 1 0 2 3	
泊 村	企 画 室	O 4 7 6 2 0	
東郷町	企 画 課	O 4 6 1 2 2 2	
三朝町	厚 生 课	O 4 6 4 1	
関 金 町	町 民 課	O 4 7 1 1	
北条町	企 画 室	O 4 6 1 0 1	
大栄町	保 健 課	O 4 6 1 0 1	
東伯町	保健衛生課	O 4 5 9 1	
赤碕町	財政企画课	O 4 6 6 1	
西伯町	企 画 室		
会見町	総 務 課		
岸本町	保 健 課		
日吉津村	住 民 課	O 4 6 8 3 1	
定江町	企 画 室	O 4 7 7 1	
大山町	総 務 課		
名和町	保 健 課	O 4 7 6 1 6	
中山町	町 民 課		
日野町	町 民 課		
日南町	保 健 課		
正 府 町	保 健 課		
溝口町	町 民 課		

(注) 各欄の数字は設置年月日である。

第2節 各種審議会等

1 公害対策審議会

(1) 昭和42年8月公害対策基本法が制定されたのに伴い同法第29条の規定により、鳥取県公害対策審議会長置条例を設定、昭和14年4月1日設置したが、昭和45年12月の公害対策基本生の一部改正、よって、公害対策審議会の設置が義務づけられたため、昭和46年3月鳥取県公害対策審議会条例で改む。

審議会の委員は20人以内で組織することになっており 各部門にわたっての専門的学識を必要とする分野が多いので委員は県議会議員、学識経験者、関係行政機関の職員、県の職員のうちから知事か任命している。

(2) 昭和 4 6 年度開催状況

期日			審議事項
8月9	日	総会	ア 水質の汚燭に係る環境基準について (千代川,天神川,日野川,東郷 他,湖山他) イ 鳥取県公害防止条例の改正について
8月20	日	公害防止条例改正部会	鳥取県公害防止条例案について
8月27	日	総 会	鳥取県公害防止条例の改正について
昭和47年 2月 7		総 会	鳥取県公害防止条例による規則で定 める事項について
2月14	日	大気, 騒音規制部会	大気, 騒音に関する規制対象, 規制 基準等 (規則で定める事項)について
2月 3	日	総 会	鳥取県公害防止条例による規則で定 める事項について

(3) 昭和47年度開催状况

期日		審 巖 事 項
12月2 日	総 会	ア 悪臭防止法に基づく規制地域並 ひに規制基準の設定について イ 産業廃棄物処理計画の基本的な 考え方について
昭和48年 2月27日	悪 臭 廃 棄 物 部 会	ア 悪臭防止法に基づく規制地域並 びに規制基準の設定について イ 産業廃棄物処理計画の基本的な 考え方について

2 水質審議会

(1) 昭和45年12月制定された水質 汚濁防止法第29条の規定により水質審 議会の設置が義務づけられたため、昭和46年10月 鳥取県水質審議会条例 を設定し、昭和46年10月12日設置した。

(2) 昭和 4 6 年度開催状況

期日		審議事項
昭和47年 2月 7日	総 会	鳥取県公害防止条例による規則で定 める事項について
2月14日	水質規制部会	水質に関する規制対象,排水基準等 (規則で定める事項)について
2月21日	水質規制部会小委員会	地下浸透方式, ドラム缶再生業者の 排水基準
2月23日	総 会	鳥取県公害防止条例による規則で定 める事項について

(3) 昭和47年度開催状況

期	日		審 議 事 項
6月2	0 目	総 会	ア 中海、美保湾その他沿岸海域の 水質汚濁に係る環境基準の類型あ てはめ、ならひに達成のための施 策について イ 東郷他、湖山他の水質汚濁に係 る環境基準達成のための施策について
8月	9日	中毎,美保 <i>湾</i> 等環境基 隼部会	中毎の水質汚燭に係る環境基準の類型のあてはめ、ならびに達成のための施策について
9月1	9日	中毎,美保湾等環境基 隼部会	同 上
10月2	4日		中毎の水質 汚濁に係る環境基準の類型のあてはめ、ならびに達成のための施策について
19月	1日	東郷也, 胡山也環境基 隼部会小委員会	東郷他、湖山他の水質汚濁防止施策
昭和48 2月1		中毎,美保湾等環境基 進部会	美保湾その他沿岸毎域の水質汚濁に 係る環境基準の類型のあてはめ、な らひに達成のため施策について
2月1		東郷心,湖山他環境基 华部会	
2月?	3 日	総 会	実保湾およごその他沿岸価域の水質汚人場に 係る環境基準の類型あてはめ、ならびに環境基準達成のための施策について
3月つ	9 🖪	<i>表</i> 引" 胡山也環境基	東郷心、胡山他の水質汚濁防止施策

3 鳥取県自然環境保全審議会

自然環境保全法は昭和47年6月22日公布され,48年4月施行される予定であるので,法律の施行についての諸準備をすすめるため,昭和47年10月28日鳥取県自然環境保全審議会条例(鳥取県条例第41号)を公布し,同年12月1日委員を任命した。現在本県における自然環境保全の基本的方策について調査審議中である。

4 公害対策本部会議

- (1) 公害対策を強力かつ円滑に推進するため、知事を本部長とし、国の関係行政機関の職員、県の職員、関係市町村の職員により構成される鳥取県公害対策本部を昭和45年9月16日設置した。公害対策本部は、公害に関する情報の収集、交換、関係行政機関の連絡調整にあたることとしている。
- (2) 昭和 4 6 年度開催状况

期日		審議事項
5月17日	本 部 会 議	ア 国, 県, 市の公害対策事業について いて イ 公害対策本部岩美鉱山公害対策 分科会の報告
5月27日	環境測定分科会	各種側定計画の凋整について
昭和47年 2月15日	環境 測 定 分 科 会	昭和47年度各種測定計画の調整に ついて

(3) 昭和47年 度開催 状况

期	日						審	議	事	項	
5月	11日	本	部	会	譲	囯,	県,	市の公割	[対策]	事業につい	ハて

第3章 公害、自然保護関係予算

自然と生活環境関係予算としては、公害発生源の調査、監視ならびに規制をきびしくすることは勿論、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害防止対策事業を推進して、「より豊かな」「より住みよい」環境を築くため、3億2千余万円(交付公債を含む。)の積極的な予算が計上された。

関係予算の概要は表1-3-1のとおりてある。

また公害関係測定機器の整備状況は表1-3-2のとおりである。

表 1-3-1 公害、自然保護関係予算

			昭和	和47年度	当初予算額	(A)		昭和
事	項	6/73	de la	財	原 内	沢	総	額
		総	額	国庫支出金	その他	一般財源	TVC)	領
環境保	全対策	(100, 325,	000) 125	38 504	(100 000) 201 226	85, 395	133	810
1 厚 2	生 関 係		000) 212	5 798	(100 000) 130 153	58 261	27	941
放射能	測定調査		690	600		90		588
衛生研境監	F究所増築 視センター)		373	_	30 000	37, 373		_
食品征	南 生 指 導	1,	754	_	_	1, 754	2	016
毒劇	物対策		294	_	153	141		289
環境保	全行政費		668	_	_	2, 668	2	563
大気汚	杂防止対策	3	432	1 023	_	2 409	2	944
水質汚	濁防止対策	12.	234	3 375		8 859	8	927

(単位:千円)

1 C/E EE \	V +n マ /2r #5	(m)		
4 6 年度 1	当初予算額	(LS)	伸び率	
財	源内	凡	,	説 明
国庫支出金	その他	一般財源	A/B	
48, 819	25 165	59 826	(168 2) 243 0	
9 046	165	18, 730	(337 2) 695 0	
498	_	90	117 3	放射能測定の実施
	_	_	-	環境公害の調査,検査等の中心的 機能をもった施設の設置 鉄筋 ンクノート 3 階建延 790 ㎡ 敷地購入面積 1,074 ㎡
-	-	2 016	87 0	農産物の残留農薬の検査
_	165	124	101 7	農薬等毒劇物取扱の指導取締
-		2 563	104 1	公害対策本部,公害対策審議会, 水質審議会,公害紛争処理,職員 研修等
833		2, 111	116 6	定点測定,特定工場等の監視,測 定用機器 3.070
2, 715		6 212	137 0	上乗せ排水基準調査,水質測定計画の作成,中海美保湾水質基準設定調査,公共用水域定点測定ならびに特定工場の監視,監視測定用機器7,600

			昭和	和47年度	当初予算額	(A)	昭和
事	項	総	額	財	源 内	兄	総額
		形态	积	国庫支出金	その他	一般財源	和心 和
騒音防.	止対策費		274	-	_	274	368
悪臭防	止対策費		493	-	-	493	246
自然保	護対策費		000) 000	800	(100 000) 100 000	200	10, 000
自然保護費	基本调査	4	000	_	-	4 000	_
2. 商 工	関係	73,	200	1 600	70 000	1, 600	25, 000
	化融資制 書防止分)	70,	000	_	70, 000		25, 000
工業試	、験 場 費	3,	200	1, 600	_	1, 600	_
3 農 林	関係	44	978	28 842	822	15 314	75 939
畜産経営 資金	環境整備		175	_		175	
広域営農 施設整備	是団地綜合 情事業	18	450	15 225		3 275	
農業構造 費	改善事業	4	662	3, 885	_		42 000
農薬安全 事業	ዽ使用促進	1	, 945	_	_	1 945	1 906
農薬残	留対策費	1	220	_		1 220	1 004

4 6 年度当	 á初予算額	(B)	(1 - 2 - 1	
財	源 内	兄	伸び率	说 明
国庫支出金	その他	一般財源	A/B	
_	_	368	74 5	特定工場,興業場の実態のは握, 規制地域の指導
_		246	200 4	規制地域の指定,悪臭実態凋査
5 000	_	5, 000	(20 0) 1,010 0	
_	_		-	自然保護対象地域の学術調査(植生,地形,地質,水系)
_	25 000	_	292. 8	
_	25 000		292 8	融資枠 140,000 貸付限度 10,000 以内 貸付期間 5年以内(1年以 内の据置を含む)貸付利率年 6 5 %(保証付の場合年 6 2%以内)
_	-	_	_	公害防止対策研究用の機器整備 3,200
39 528	_	36, 411	59 2	
_	_	_	-	家畜排せつ物等による環境汚染の 防止に必要な施みの設置等を助長 するため,これに必要な長期,低 利の資金を融通する融資機関に対 する利子補給
_	-	_	-	広域営農団地育成対策要綱に基づ く綜合施設(家畜汚水処理施設) に対する助成
35 000		7 000	11 1	第2次農業構造改善事業で実施する家畜ふん尿処理施設を設置する ための助成
_		1, 906	102. 0	たばこ病害虫防除用クロールピク リン被覆用ホリエチレン購入費の 助成
_	_	1, 004	121 5	農畜産物の農薬検査

	昭	和47年度	当初予算額	(A)	
事項	総 額	財	源 内	凡	奶 棚
	総 額	国庫支出金	その他	一般財源	総額
農薬安全管理対策 費	3, 682	3,626	- !	56	_
農薬残留調査費	89	89		-	_
水質汚濁対策基準 調査	1, 034	1, 034	_		_
農薬安全使用に関 する試験	388	_	_	388	388
音 產団地造成事業	_	_	_	_	30 441
食肉残 	4, 300	1	_	4, 300	_
家畜汚水処理施設 整備事業費	3, 433	2, 283	_	1 150	
水質	200		_	200	200
海場保全対策事業	5, 400	2, 700	822	1, 878	-
4 土 木 関 係	12, 207	2 000	251	9 956	4 441
流域別下水道整備 総合計画调査費	6, 000	2, 000	_	4,000	1 161
砂利採取法施行費	1, 707	-	251	1. 456	1 580
河川維持修繕費	4 500	_	_	4 500	1, 700
5 警察関係	528	264		264	489
防犯 佸動運営費	528	264	, –	264	489

4 6年度≝	 á初予算額	(B)	(h 7 ° +	
財	源 内	凡	伸び率 A/B	说 明
国庫支出金	その他	一般財源	А/Б	
_	_		1	農薬散布作業の安全管理等のための 助成
_	_	_	_	本県特産そ菜(白ねぎ)の残留農 薬分析試験
	_		-	鉱山排水による土壌中の金属による水稲被害等の調査
_	_	388	100 0	農作物に対する農薬残留を許容量 以下,または皆無とするための残 留防止試験
4, 528	_	25 913	_	
-	-	-	_	食肉処理加工の過程で生ずる羽毛, 骨等の廃棄物の加工処理施設に対 する助成
_	-	_	_	家畜ふん尿処理施設に対する助成
_	_	200	100 0	漁場環境の悪化を防止するため, 水質 <i>汚</i> 濁状况調査
_		-		沿岸海域の環境保全のため、廃棄 物の掃海
_	_	4, 441	274 9	
_	_	1, 161	516 8	天神川流域下水道整備調査
_	-	1 580	108 0	砂利採取に伴う水質汚濁監視
_	-	1, 700	264. 7	都市河川における泥土等の除却
245	_	244	108 0	
245		244	108 0	公害防止取締活動費

表1-3-2 公害関係測定機器の整備状況

		E	見			整	備状	兄	
用	機器名	1	1	4	5年度	4	6年度	4	7年度
途	途	数	固	個数	価格	個数	価格	個数	価格
	 原子吸光光度計 日立207		1	1	1,6 5 0		千円		千円
	恒温乾燥器 (タハイP-22F		1	1	250				
汎	オートスチール (ヤマトWAG -24		1	1	219				
	低温灰化装置 (米国IPC-1300		l	1	2,4 8 0		} 		
	ガスクロマトグフフ (日本電子J GC-1100E		l					1	2500
	ECD検出器(日本電子原子吸光光度計) 1	1			1	470	1	2,500
用	ハノナィアスピレーター (ヤマトWP -33	1 '	l	1	4 5				, -
	自己分光光度計 (日立323		L					1	3,700
	けい光X線分析装置		L					1	1 5,0 0 0
	俘遊粉 しん自動測定器 (シハタPー35	1		1	195	ļ			
	熱電温度計 (145		L	1	32				
	ガスメーター (品川	1		1	67				
大	煙道カス側定装置 (橋本HS-2) 1		1	224				
	自動カス採取装置 (AG-3	, 1		1	250				
	ハイボリウム・エアサンブァー (紀本HV-GM	´ 1		1	150				
	SO ₂ 自動測定器 (電気化学GR-3C	´ 1	.			1	1,670		
	CO 自動測定器 (日文AP -MA-10	1				1	2500		
	ピト一管	´ 1				1	4 0		
	傾斜マノメーター	1	.			1	29		
気	煙道カス測定装置 (石橋科学)) 1						1	560
	窒素酸化物側定装置	1						1	1,810
	自己風向風速計	1						1	700
	赤外分光光度計 (日立-215) 1						1	2000
	オキンダント測定装置	1						1	1,7 2 0

		現		\$	を 俳		2	
用	機器名	有	4	5年度	4	6年度	4	7年度
途		個 数	個 数	価格	個数	価格	個数	価 格
	炭化水素測定装置	1		+ P .		千円	1	_{手門} 1500
	重伷いおう測定装置	1					1	1,700
	(日本無線) 採泥器 (丸川式)	1	1	4 3				
水	(ナウマン)	1	1	19				
小	距離計 (測機含SD-30)	1			1	34		
	PHメーター	1	1	58				
	│ (ホノバDー5) │流速計	1			1	112		
	(東邦電操CM・IS)	,			١.	4.0		
	六分儀 サーニスタ温度計	1 1	1	59	1	4 0		
	(ET-3)	1	1	0.5				
	│電導度計 │ 東亜電波CM−3H)	1			1	38		
	ロータリーエハポレーター	1	1	6 0				
	(ヤマトRE-41) 湯煎器 (カス用12穴)	1	1	40				
	$EH \lor - \lor - \lor (RM-1)$	1	1	38				
	容存酸素分析計	1	1	240				
	(東芝ペックマン)				,			
	ワールフルグ検圧計 (タカオR-15)	1			1	430		
質	BOD自動測定器	1					1	295
	(給水化学 4 0-KT) 採水器 (北原式)	١,			,	4.0		
		$\begin{vmatrix} 1 \\ 1 \end{vmatrix}$			1 1	4 6 4 4		
	水銀農度計	1			-	11	1	450
					<u> </u>		\vdash	
	振動計	1	1	165				
振	(丿ォンVM-12) オクターフ分析器	1	1	98				
動	$(J + \Sigma SA - 55)$	1	1	90				
騒	指示騒音计	1	1	78				
油音	(リオンN A — 7 A)							
臭	高速度レヘルコーダー	1		298				
気気	(1	800				
	臭気 農縮装置(日本オゾン) ガスクロマトクフフ	1		290			1	3650
	(島律GC-4BMP-	1						
	F ·E ·FPD)							